

報道関係者 各位

令和4年12月20日（火）

【照会先】

埼玉労働局総務部総務課

課長 新井 紀子

総務企画官 川又 裕子

（代表電話） 048（600）6200

埼玉労働局職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年12月13日（火）から12月19日（月）において、埼玉労働局職員21名が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

（当該職員の所属と感染確認日ごとの内訳）

12月13日（火）4名（埼玉労働局、ハローワーク川越、ハローワーク行田、ハローワーク朝霞）

12月14日（水）1名（ハローワーク朝霞）

12月15日（木）1名（ハローワーク東松山）

12月16日（金）2名（埼玉労働局）

12月17日（土）2名（さいたま労働基準監督署、ハローワーク大宮）

12月18日（日）7名（埼玉労働局、川越労働基準監督署、ハローワーク大宮、ハローワーク川越、ハローワーク越谷）

12月19日（月）4名（埼玉労働局、熊谷労働基準監督署、川越労働基準監督署、ハローワーク行田）

当該21名の職員については、業務において職員及び利用者を含め濃厚接触者はいないと判断しております。

なお、健康に不安のある方におかれましては、念のため、かかりつけ医又は受診・相談センター等までご連絡ください。